

目 次

第3回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第3回大宜味村議会臨時会会議録（2月16日）	3
第3回大宜味村議会臨時会会議録（2月17日）	7

第3回大宜味村議会臨時会会議録
(会期日程表)

開会 昭和62年2月16日

会期2日間

閉会 昭和62年2月17日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
2月16日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第7号～議案第13号 提案説明
2月17日	火	本会議	午前10時	議案第7号～議案第13号質疑、討論、採決 閉 会

第3回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和62年2月16日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和62年2月16日 午前10時00分)

延 会 (昭和62年2月16日 午後4時35分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
7番議員 平 良 俊 政 君	

3. 欠席議員 (1名)

13番議員 平 良 森 雄 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	新城	繁正	君	総務課長	稲福	吉昭	君
助	役	古我知	清	君	住民課長	稲福	幸三	君
収入	役	金城	清	君	経済建設課長	平良	晋	君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局	長	高江洲	修	君	係	長	前田	孝	君
-----	---	-----	---	---	---	---	----	---	---

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 議案第7号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4号 議案第8号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第5号 議案第9号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第6号 議案第10号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第7号 議案第11号 昭和61年度大宜味村一般会計補正予算

日程第8号 議案第12号 昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第9号 議案第13号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

よって、昭和62年第3回大宜味村議会臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により、議長において9番山川 清君、10番宮城秀護君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時11分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第7号から日程第9 議案第13号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第7号、最近の経済事情に鑑み、議員の報酬額を改正する必要があるとして提案いたしているわけです。議長192,000円を199,000円に、副議長159,000円を165,000円に、委員長154,000円を160,000円に、議員148,000円を154,000円に改め、昭和62年4月1日からの施行を予定いたしております。

議案第8号、提案理由といたしましては前議案同様でございまして、村長549,000円を569,000円に、助役445,000円を461,000円に、収入役417,000円を432,000円に改め、施行は議員同様昭和62年4月1日でございます。

議案第9号、これも同様な理由でございまして、教育長の給料を417,000円から432,000円

に改め、これも昭和62年4月1日の施行を予定いたしております。

議案第10号、この条例につきましても人事院勧告等公的機関から指摘を受けておりますので、本村の条例も改正したいと思ひまして提案いたしているわけです。なお、説明員から詳しく説明があると思ひますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議案第11号、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,869千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,966,356千円とする。

(朗読して説明に代える。)

議案第12号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,012千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235,749千円とする。

(朗読して説明に代える。)

議案第13号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,758千円とする。

(朗読して説明に代える。)

○ 議長(玉城一昌君) 休憩いたします。

休 憩 (午前10時35分)

再 開 (午後4時34分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

会期の延長についておはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間と議決されておりますが、議事の都合により会期を明日17日まで1日間延長いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は明日まで1日間延長することに決しました。

更におはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後4時35分)

第3回大宜味村議会臨時会会議録

(第2号) 昭和62年2月17日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和62年2月17日 午前10時00分)

閉 会 (昭和62年2月17日 午後6時31分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
7番議員 平 良 俊 政 君	

3. 欠席議員 (1名)

13番議員 平 良 森 雄 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	新 城 繁 正 君	総 務 課 長	稲 福 吉 昭 君
助 役	古我知 清 君	住 民 課 長	稲 福 幸 三 君
収 入 役	金 城 清 君	経 済 建 設 課 長	平 良 晋 君
教 育 長	平 良 作 義 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	高江洲 修 君	係 長	前 田 孝 君
---------	---------	-----	---------

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 議案第7号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第2号 議案第8号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第3号 議案第9号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第4号 議案第10号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5号 議案第11号 昭和61年度大宜味村一般会計補正予算

日程第6号 議案第12号 昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第7号 議案第13号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第7号から日程第7 議案第13号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

2番入場。（午後4時49分）

会議時間の延長についておはかりいたします。

本日の日程全部議了するまで会議時間を延長いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程全部議了するまで会議時間を延長することに決しました。

村長から特に発言したい旨の申し出がありますので、発言を許します。

○ 村長（新城繁正君） 今回議題となっております職員の給与改善の問題につきましては、議会で村長が答弁いたしましたことについて、この経過と今後の対応につきまして説明を申し上げご理解をいただいて慎重にご審議いただきたいとお願い申し上げたいと思っております。

通し号給から現行の制度に移行する段階におきまして組合との調整或いは議員のご指導もいただきながら作業を進めて来たわけですが、なにしろ通し号給から等級号給へと移行するに際しましては長い年数が経ってしまして、これをどのようにして是正していくかと、いわゆる他団体との均衡の問題、ラスの問題等含めましていろいろ検討して来たわけですが、準則どおりの移行が難しく、結局組合との調整の中で5等級の号給制を導入したという経過がございます。それに関連して議員さんからの指摘或いはご質疑がございまして、再計算の問題でいろいろご指摘をいただきました。そこで私としては給与の適正化ということにつきましては、県の指導等を十分配慮いたしまして再計算をいたしますと答弁を申し上げて来たわけですが、現在に至っても再計算の作業が私が答弁したとおりのことになっておりません。従いまして現行の給与については再計算が反映されてないということになってございますが、

これにつきましては答弁とのくい違いがございまして大変議員の皆さんには申し訳ないと思っておりますが、現行の5等級制は県のものを採用いたしておりますので中味については変わりませんが、このままいけば本村が他の団体に比べて特別に高くなるということは起らないだろうと思えます。前から申し上げております給与の再計算は、おそらくこれから再計算をしてもこれから適用するのは無理であろうと考えております。従いましてこれまで申し上げてまいりました職員の再計算を基に給与の改定ということを経絡つけるということは独自の対応ということになりますので、無理であろうと考えますので当面現行の等級を採用いたしまして、改定の率は県の人事委員会或いは国の人事院勧告に基づいた改善を図っていけば是正は可能であろうと、また現行でもそんなに本村の職員が他の団体の職員より突出して給与が高いということでもございません。そういう事情でございますので一昨年来私が申し上げてまいりました再計算につきましては即これを適用するということは難しいと思えますので、従来の私の答弁は改めましてご理解をいただきたいと思えます。

○ 議長（玉城一昌君） これより議案第7号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第8号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第9号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第10号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 3番（松島重克君） 本案については数字の理解ということで時間がかかったわけです。今回の改定に当りまして長はアップ率をどの数字で押えておられるのかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 昨日の課長の説明の中で質疑が沢山あって課長も大変困ったということですが、給与のアップ率はいわゆる2.31%を考えているわけです。

○ 3番（松島重克君） 今の話からしますと担当課長の言っていることとずれますよ。担当課長の説明では改正給料表のアップ率が2.31%で諸手当が0.11%がプラスされますので、

実質アップ率は2.42%だと、私もそう考えているわけですがその点はいかがですか。

○ 総務課長（稲福吉昭君） 給料表の改定は2.31%で諸手当が0.11%になりますので、合計2.42%です。

○ 村長（新城繁正君） 給与勧告でございますので2.31%は給与の改善だと、とにかく総枠としては2.31%で、この中で給料の改善分2.17%手当については0.11%で計算して合計2.28%でこの数字を出しているものと私は理解しているものですから、この数字いわゆる2.31%に0.11%を足すということは私としてはうなずけないんです。

○ 3番（松島重克君） 長は総枠で2.31%ということですが、担当課長の説明を聞いての我々の判断としては、この給料表を忠実に守って積算すると給料だけのアップ率で2.31%になるわけです。そこで長と課長の答弁にずれがあるわけです。執行部ですらそうであれば我々が時間をかけて分からないのは無理からぬ問題かなあという感じがするわけですがね。どうですかその辺については。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後5時25分）

再 開（午後6時00分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 資料が二転三転しておりまして、先程私が申し上げました今回の給与改善につきましては人事院勧告の2.31%を超えないという姿勢で組合との話し合いを持ちましたし、また県の担当課との調整もやっております。その結果給与の改定率につきましては2.28%で5,215円となっておりますが、この中には手当や給料が入っています。今回の本村の場合には給料が2.17%、手当が0.11%で合計しますと2.28%になります。そういうことで人事院勧告に照らしてみても高い改善ということではございません。むしろ率からしますと抑えられています。これが統一見解でございます。

○ 3番（松島重克君） 人勧よりも高くないということを強調されていましたが、かなりの時間をかけて議会が検討している間に高いとか低いということは出なかったんですよ。

時間をかけたのはこの数字の理解に時間をかけたわけですよ。これは誤解されないでいただきたい。

それと先程アップ率が2.28%と言っておられたわけですが、原資の計算ではそうなるか分からない。しかし、今回の条例改正の対象は何かと、給料表なんですよ。その対象である給料表のアップ率は2.31%というのは明白なんです。担当課長が何回か出した資料で最終的に出した資料にきちっと出ておるんですよ。どうですか。

○ 村長（新城繁正君） 確かに給料表の改定でございますからこれの改定率は2.31%であ

るということです。

○ 3番（松島重克君） それがお分かりならおのずからお分かりのはずです。これに0.11%を足せば2.42%というのは明白であるわけです。最終的に担当課長の話として国県の指導のもとにやった結果こういう数字が出たと、だから後日国や県からとやかく言われることはないだろうという見解をお聞きして、それならそれなりの判断ができるだろうということでこの質疑に臨んでいるわけです。我々はそういう受け止め方をやっているんですが長はどうですか。

○ 村長（新城繁正君） この表は総務課長が計算をしてできたものですので間違いはないと思っています。ただ、これに0.11%を加えると2.42%になるのではないかということですが、長といたしましては給与体系は各自治体で違うわけですから、人事院勧告の総枠を踏まえていくということを考えていかなければいけないと思います。

○ 3番（松島重克君） 給料表の改正だけで2.31%になってしまっているんだから、手当の0.11%を足すとどうしても枠内ではおさまらないでしょう。だから先程申し上げましたように、人勧の枠は超すか分からないんだが県や国の指導に基づいてやった結果がこうなったから後日とやかく言われることはないだろうというところで締めくくらなければいかなあということに臨んでいるんですが、長があくまで枠内だということであれば話は多少違ってきますよ。改正対象の給料表そのものだけで2.31%になっているわけですから、その点をお考えになってご答弁いただきたいと思いますよ。

○ 村長（新城繁正君） 気がつきませんでした。給料表と本村の実態とを考えますとそのようになるとは思います。給料表と手当は別にやっておりますので足すと2.42%になると、この数字からするとこれは否定できないと思います。これは総務課長が答弁したとおりでございます。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第11号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第12号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第13号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第7号から議案第13号までにつきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第13号までについては委員会の付託を省略することに決しました。

○ 議長(玉城一昌君) 休憩いたします。

休 憩 (午後6時24分)

再 開 (午後6時25分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第7号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号 昭和61年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号 昭和61年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

よって、これにて昭和62年第3回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後6時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（9番） 山 川 清

署名議員（10番） 宮 城 秀 護